

地域未来投資促進法に係る固定資産税の課税免除について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）に基づき、地域経済牽引事業計画（※）を策定し、県の承認後、事業の用に供する施設又は設備を令和10年3月31日までの間に新增設した場合、最大3年間課税免除を受けられます。

（※）地域経済牽引事業計画

地域の特性を生かして高付加価値を生み出し、地域内事業者への大きな経済波及効果をもたらす「地域経済牽引事業」について、事業者が都道府県知事の承認を得るために作成する事業計画。

課税免除の対象者・対象資産

（1）対象者

地域経済牽引事業計画について福島県の承認と、課税特例の要件を満たすことについて国（主務大臣）の確認を受けた事業者

（2）対象資産

事業の用に供する建物（新增設に限る）、対象建物の建築に着手した土地（取得日の翌日から1年以内）、償却資産（構築物、機械及び装置に限る）となります。

また、その計画に基づき実施する事業に係る資産の投下固定資産額が1億円以上である必要があります。

申請期限

（提出書類のうち、①及び②については、申請期限内に提出してください。）

3月20日（期限厳守）

※休日の場合、翌開庁日が申請期限となります。

提出書類

（③から⑦については、申請期限後に別途提出の依頼をさせていただきます。）

① 固定資産税課税免除申請書（第1号様式）→該当事業年度ごとに提出

② 固定資産明細書（付表）

③ 地域経済牽引事業計画の計画書及び承認書の写し

④ 該当事業年度の決算報告書の写し

⑤ 該当事業年度の確定申告書の写し

→別表1、別表16、減価償却資産明細書、特別償却又は税額控除を行ったことが確認できる別表（特別償却の場合は「特別償却の付表」等、税額控除の場合は「別表6」等）

※特別償却又は税額控除を利用しない場合でも、別途「理由書」を提出することで課税免除の対象となります。

⑥ 事業所の案内パンフレット等（事業内容が確認できるもの）

⑦ その他市長が必要と認める書類

※申請書等（①、②）については、いわき市ホームページ（<https://www.city.iwaki.lg.jp>）よりダウンロードするか、資産税課償却資産係にお問い合わせください。

【ダウンロード方法】

トップページ画面のキーワード検索にて「課税免除」と入力して検索→「固定資産税課税免除・不均一課税申請書」をクリック→ページ下段より①又は②を選択

課税免除決定までの流れ

固定資産税償却資産申告（1月31日まで） → 課税免除申請（3月20日まで）

→ その他必要書類の提出（7月頃:別途通知） → 課税免除決定（翌年2月予定）

お問い合わせ先・申請窓口

地域未来投資促進法の制度全般に関すること：いわき市産業振興部 産業みらい課 TEL:0246-22-1142
地域経済牽引事業に関すること：福島県いわき地方振興局 企画商工部 TEL:0246-24-6007
固定資産税の課税免除に関すること：いわき市財政部資産税課 償却資産係 TEL:0246-22-7434